（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～三十七　（略） 三十八　家庭用一酸化窒素（NO）産生血行促進用具 三十九～五十二　（略）	別表第一 一～三十七　（略） （新設） 三十八～五十一　（略）

その他告示

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月五日

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号及び二百九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みやま市高田町濃施字濃施南二一三番から同市高田町濃施字濃施南三二一番一まで	前	一二・〇一～一四・六三メートル	〇・二〇七キロメートル
	後	一一・九五～一四・六三メートル	〇・二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月五日

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市福山町福山字中磯七四五二番一から同市福山町福山字船木五番一まで	前	三〇・四〇～一一〇・二〇メートル	〇・五五二キロメートル
	後	三〇・四〇～一二六・一〇メートル	〇・五五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月五日

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市牛根境字鼻間平七六八番二から同市牛根境字野尻七一五番一まで	前	三六・四三～一一三・九九メートル	〇・五三八キロメートル
	後	三六・四三～一一三・六一メートル	〇・五三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書転送

十一月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

いわゆる消費税減税法案に関する質問主意書

参議院

議事日程

十一月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和八年十一月四日（水曜日）

午前十時開議

第一　国家公務員等の任命に関する件

議案付託

十一月二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第一六号）

政治改革に関する特別委員会に付託

質問主意書提出

十一月二日議員から次の質問主意書が提出された。

デジタル商品券等を利用した地方自治体の給付事業におけるサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一八号）

公的給付におけるデジタル手段の利用要件と公平性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一九号）

質問主意書転送

十一月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

避難所の環境整備等に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一二号）

大阪拘置所における女性被収容者の監視カメラによる監視とプライバシー保護に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一三号）

村山談話における「国策を誤り」との認識及び植民地支配の対象に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一四号）

人事異動

内閣

特命全権大使

相川　一俊

同

渡辺　克也

願に依り本官を免ずる（各通）（十月三十日）

（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事

中山　仰二

願に依り本官を免ずる（十月三十一日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣

木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

福島　拓

法務大臣秘書官に任命する

法務大臣秘書官

山田　一郎

願に依り本官を免ずる

白石　篤史

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事

安藤祥一郎

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月一日）

国務大臣

細野　豪志

防災大臣を命ずる

同

細野　豪志

内閣府特命担当大臣を免ずる

同

細野　豪志

防災庁の設置に向けた検討を推進するための行政各部の所管する事務の調整担当を解く

金子　道仁

防災副大臣に任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

復興副大臣兼内閣府副大臣

西田　昭二

兼官を免ずる

大西　洋平

防災大臣政務官に任命する

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する（以上十一月二日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官

茂木　正

（最高検察庁検事）検事

内野　宗揮

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）